

麻疹と風疹の予防接種の再改正について

平成19年8月3日 再改訂

平成17年7月29日に「予防接種施行令の一部を改正する政令・省令」が改正され、平成18年4月1日から麻疹・風疹混合ワクチン（MR ワクチン）の第一期および第二期が行われることとなりました。この予防接種施行令の改正は麻疹や風疹ワクチンの有効性は95%前後とされていますが、さらにその有効性を100%に近づけようと意図されたものです。ただ、この改正は移行措置なしで急に変更され、救済措置などが不完全な点から、日本小児科学会・医会では早急な改訂を進言していました。

平成18年6月2日に「予防接種施行令の一部を改正する政令・省令」が日本小児科学会・医会の意見を取り入れて再改正されました。主な改正点は、

- 1) 対象者の見直しが行われ、平成18年4月1日前に、麻疹ワクチン及び風疹ワクチンを接種した者に、第2期（小学校就学前の1年間）として接種できるようになったこと、
- 2) 予防接種液が追加され、麻疹ワクチン、風疹ワクチンの単独ワクチンがそれぞれ使用できるようになったこと、などです。ただし、単独ワクチンの接種が制度上可能になりましたが、麻疹・風疹混合（MR）ワクチンが接種勧奨されています。

平成19年8月2日の新聞報道（3頁目）によると、平成20年度より5年間の期間限定で2回目のMRワクチン未接種の13歳（中1）、18歳（高3）には公費でMRワクチンを接種するようですので、この年齢に近い方は待っても可と思います。しかし該当する年齢を超えた方や安心のため早めの接種を希望される場合には自費で接種して下さい。（麻疹単独ワクチン6千円、MRワクチン1万円、消費税別途）

○平成16年3月までに生まれた方

平成18年3月末までに「麻しん」と「風しん」の単独ワクチンを接種されたはずですが、未接種の方は既に現時点で2歳を超えているため、第1期の対象外となり、平成18年4月からは任意接種として自費です。麻疹ワクチンが未接種の方は、麻疹ワクチンは自費で必ず接種して下さい。風疹ワクチン未接種の方は、今回の再改正で、第2期（小学校就学前1年間）も対象になりましたので、それまで待っても可とは思いますが、既に小学校に入学された方は第2期接種（無料）はできませんが、麻疹に罹患すると重篤化しやすいため、初回接種後年数が空いていて確実さを求められる方や麻疹の流行が報道された時は任意（自費）で麻疹ワクチン接種されることを勧めます。

○平成16年4月～平成17年3月までに生まれた方

平成18年3月末までに「麻しん」と「風しん」の単独ワクチンを接種されたか、平成18年4月以降に麻疹・風疹混合（MR）ワクチンを接種されたはずですが、もし、未接種であれば、現時点で2歳を超えていますので、第1期の対象外となり任意接種として自費になります。麻疹ワクチンが未接種の方は、麻疹ワクチンを自費で必ず接種して下さい。風疹ワクチン未接種の方は、今回の再改正で、第2期（小学校就学前1年間）も対象になりましたので、それまで待っても可とは思いますが、

○平成17年4月以降に生まれた方

現行のMRワクチンの接種法に従って、接種することになります。第1期：1歳～2歳未満（なるべく1歳になったら直ぐ）と、第2期：5～7歳であって小学校就学前の1年間に接種します。

（注意事項）

- ① 年齢逸脱されている場合の予防接種は、任意接種（名古屋市では補助金が出ないため自費）になります。しかも名古屋市では予防接種法による健康被害救済制度を適用しないため、医薬品医療機器総合機構法による救済制度のみが対応となり、補償金額は少額になります。
- ② 女児は風疹抗体低下による先天性風疹症候群発症を予防するために、結婚・妊娠前の20歳代に任意（自費）で風疹・MRワクチンを再接種（必ず2ヶ月避妊）することをお勧めします。
- ③ MRワクチン（第2期）の接種申込み票のない方は、保健所で貰ってきてから電話予約して下さい。

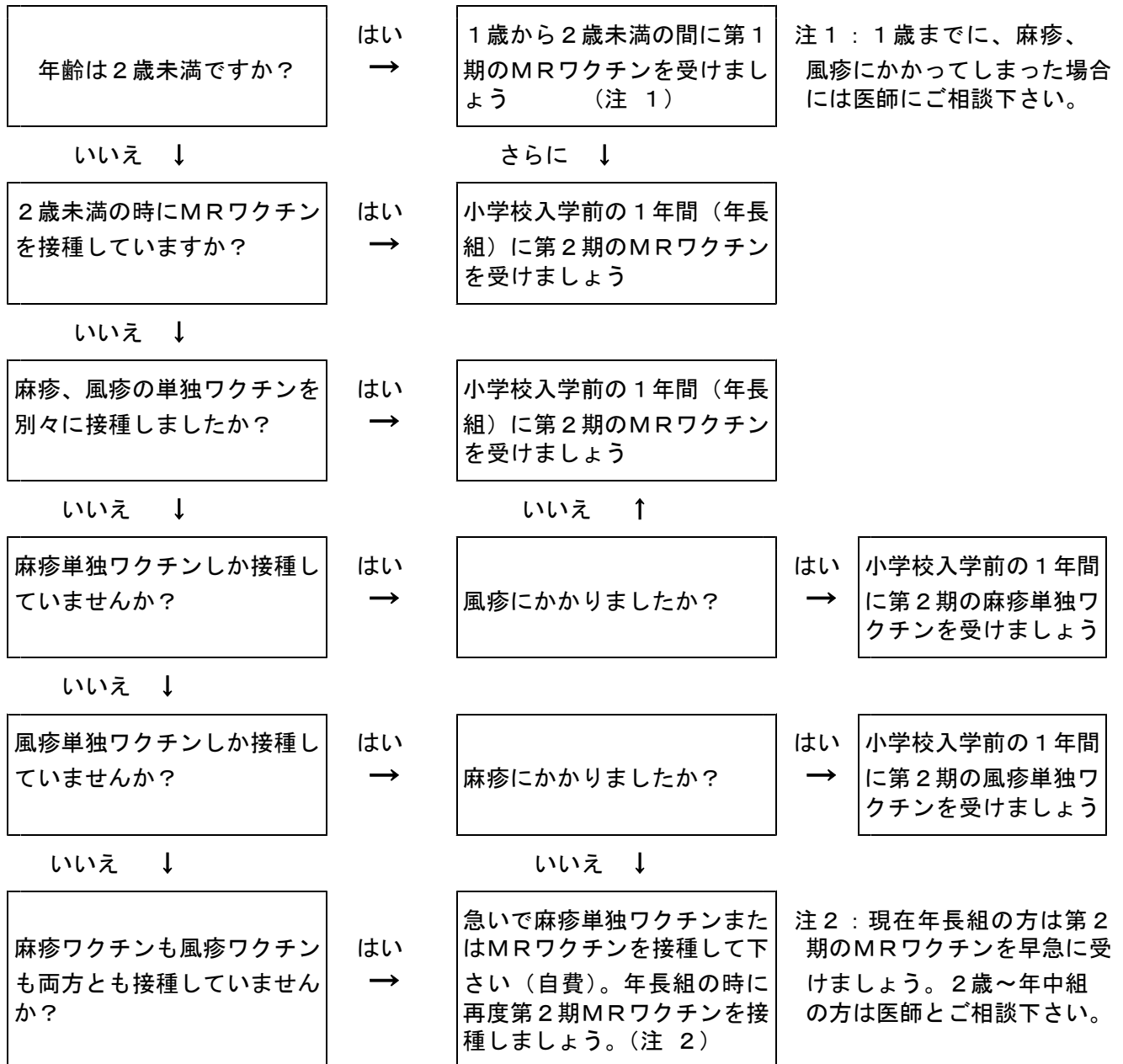
以上の説明は、分かりにくいと思われるので、2頁目のフローチャートを参考にして下さい。

（医）若葉台クリニック

Website <http://www.wakabadai-clinic.or.jp/>
E-mail info@wakabadai-clinic.or.jp

分かりやすいフローチャート

スタート



第1期（1歳～2歳未満）、第2期（小学校入学前の1年間）の接種年齢を逸脱した時期の接種は、理由のいかんに関わらず、公費による定期接種とはなりません。つまり、任意接種（自費扱い）になりますので、小児科医とよくご相談下さい。

（医）若葉台クリニック

Website <http://www.wakabadai-clinic.or.jp/>
E-mail info@wakabadai-clinic.or.jp

2007年(平成19年)8月2日(木曜日)

2007年(平成19年)8月2日(木曜日)

©中日

はしか対策

13歳、18歳にワクチン

厚労省 決定 5年で流行ゼロに

十一・二十代でははしか流行を受け、厚生労働省の検討会(座長・加藤達夫国立成育医療センター総長)は一日、はしかへの免疫がないか免疫が低下した若い世代への対策として、来年度から予防接種法に基づくワクチンの追加接種を、十三歳と十八歳に行つてことを決めた。

二〇二二年度まで五年間の時限措置として実施。年間約二百四十万人が対象で、接種費用は基本的に公費負担となる。同年までに国内の流行をゼロにすることを目標とし、そのために患者を全数把握するなどの対策も併せて決定した。

はしかの予防にはワクチンの二回接種が有効とされ、昨年からは予防接種法に基づき小学校入学までに二回の接種を終えることになった。ところが今年、接種が一回だった

はしか 正式名称は麻疹(ましん)。原因となる麻疹ウイルスは感染力が強く、くしゃみやせきで広がって、免疫のない人が感染するとほぼ一〇〇%発病する。10日前後の潜伏期間の後、発熱やせきなど風邪のような症状を経て全身に発疹(ほっしん)が出る。合併症としては、肺炎や中耳炎のほか、まれに脳炎

が起ることがあり、死亡につながる例も。合併症がなければ7-10日で回復する。特効薬はなく、2回のワクチン接種による予防が有効とされ、混合ワクチンを使用し、た十一・二十代を中心にははしかが流行し、大学や高校で休校が相次いだ。今回の措置は、中高生にワクチンを集中的に追加接種し免疫力を高めるのが狙い。計画通り進めば五年後には、学校などで集団感染する恐れがある二十二歳以下は免疫がつくことになる。接種には風疹(ふうしん)との混合ワクチンを使用し、

風疹対策も同時に実施する。

検討会はこのほか、これまで全国約三千五百の定点医療機関からにとどまっていたはしか患者数の報告を、来年からはすべての医療機関に全患者数を報告させるように改めることや、感染症の専門家や都道府県、ワクチンメーカー関係者などで構成する「麻疹(ましん)対策委員会(仮称)」を設置し、実施状況を評価することで合意した。